

島根県報

令和4年2月22日(火)

第 288 号

(毎週火・金曜日発行) https://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

【告 示】

保安林予定森林

(森林整備課) 2

土砂災害特別警戒区域の指定の取消し

(砂 防 課) 2

【公安告示】

空港保安警備業務1級検定及び空港保安警備業務2級検定の実施

(警察本部) 3

告示

島根県告示第112号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和4年2月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 水源の涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第113号

平成31年島根県告示第220号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり取り消したので、告示する。 令和4年2月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 取消しに係る市町村の名称

大田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び取消しに係る土砂災害特別警戒区域の名称 土石流 才坂谷

3 取消しに係る区域

別図のとおり(「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所大田事業所及び大田市役所において一般の縦覧に供する。)

公安委員会告示

島根県公安委員会告示第19号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により告示する。

令和4年2月22日

島根県公安委員会委員長 石 田 健 二

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級		実 施 日 時	定 員
空港保安警備業務1級	学科試験	令和4年6月2日(木)午後1時30分から午後3時まで	15人程度
	実技試験	令和4年7月23日(土)午前8時30分から午後5時まで	
空港保安警備業務2級	学科試験	令和4年6月2日(木)午後1時30分から午後3時まで	15人程度
	実技試験	令和4年7月9日(土)午前8時30分から午後5時まで	

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 空港保安警備業務1級検定

区分	科目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項
	○ 法令に関すること。
	○ 乗客等の接遇に関すること。
	○ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査(以下「手荷物等検査」とい
	う。)に関すること。
	○ 空港に関すること。
	○ 空港保安警備業務の管理に関すること。
	○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における
	応急の措置に関すること。
実技試験	○ 乗客等の接遇に関すること。
	○ 手荷物等検査に関すること。
	○ 空港保安警備業務の管理に関すること。
	○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における

応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務2級検定

区分	科 目	
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項	
	○ 法令に関すること。	
	○ 乗客等の接遇に関すること。	
	○ 手荷物等検査に関すること。	
	○ 空港に関すること。	
	○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における	
	応急の措置に関すること。	
実技試験	○ 乗客等の接遇に関すること。	
	○ 手荷物等検査に関すること。	
	○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における	
	応急の措置に関すること。	

4 受検資格

(1) 空港保安警備業務1級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 検定規則第4条に規定する2級の検定(空港保安警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- (2) 空港保安警備業務2級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

令和4年5月9日(月)から同月13日(金)までの午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の 所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 空港保安警備業務1級検定

(7) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通

(4) 添付書類

- a 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉
- b 島根県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が 島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通
- c 島根県外に住所を有する者にあっては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通
- d 4の(1)のアに該当する者にあっては、2級検定に係る合格証明書の写し及び空港保安警備業務に従事してい

たことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書1通。ただし、警備業者が既に廃業しているな ど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情 を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明 書に代えて提出すること。

e 4の(1)のイに該当する者にあっては、1級検定受検資格認定書の写し1通

イ 空港保安警備業務2級検定

- (7) 検定申請書(検定規則別記様式第1号) 1通
- (4) 添付書類
 - a 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメー トルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
 - b 島根県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が 島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通
 - c 島根県外に住所を有する者にあっては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎 明する書面1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は、還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、島根県公安委員会、鳥取県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0852-26-0110 内線3032)又は島根県内の最寄りの警察署生活安 全(刑事)課(係)に行うこと。